

入札説明書

「令和8年4月～令和9年3月公演における案内等業務の委託」に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和7年12月18日

2. 契約担当役等

契約担当役

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長 長谷川 真理子

3. 調達概要

- (1) 件名 令和8年4月～令和9年3月公演における案内等業務の委託
- (2) 履行場所 東京都内及び神奈川県内の劇場施設等
- (3) 概要 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間 令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで
- (5) 本調達は、価格と技能等を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を実施する。

4. 競争参加資格

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格において、令和7年度の「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。）。なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者は、同等級の認定を受けている者とみなす。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から競争執行の時までの期間に、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）、文部科学省又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けていないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ロ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は共同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる

者

- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (6) 平成23年4月1日以降において、1ホールにおける席数が750席以上の劇場又は文化施設での公演において、案内、受付、放送のすべての業務を、継続して12か月以上の期間、履行した実績を有する者であること。
なお、文化施設とは、演芸場、音楽堂、公会堂、その他の主として舞台芸術の上演・演奏等のために用いられるホール施設をいう。
- (7) 総合評価の評価項目において必須の項目としている要求要件をすべて満たす技能等を提案した者であること。
- (8) 契約担当役が別に指定する反社会的勢力に該当しない旨の誓約書に誓約できる者であること。

5. 担当部課及び担当者

〒102-8656 東京都千代田区隼町4番1号

独立行政法人日本芸術文化振興会 財務部契約課契約係

担当者 石村

電話 050-1754-5981 (直通)

6. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技能等をもって入札に参加し、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、入札価格の得点に技能等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(2) 総合評価の方法及び評価項目等

詳細は、別添1「総合評価基準」による。

7. 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、仕様書に示した役務を履行できることを証明する書類を下記8. (1) ①の提出期間に提出しなければならない。入札者は、入札日の

前日までの間において、契約担当役から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は上記4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4.（2）の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4.（1）及び（3）から（8）までに掲げる事項を満たしているときは、競争執行時において上記4.（2）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、競争執行時において上記4.（2）に掲げる事項を満たしていかなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間

令和7年12月18日（木）から令和8年1月23日（金）までの、土曜日、日曜日、祝日及び令和7年12月29日（月）から令和8年1月3日（土）を除く午前10時から午後5時まで。

② 提出先

上記5.に同じ。

③ 提出方法

提出先に持参又は郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。

- (2) 申請書及び資料は、別添2「提出書類について」に従い作成すること。
(3) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとする。
(4) その他

- ①申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
②契約担当役は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
③提出された申請書及び資料は、返却しない。
④提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
⑤申請書及び資料に関する問合せ先

上記5.に同じ。

9. 関連資料の開示について

関連資料（ポスト想定数（国立劇場主催公演）及びポスト想定数（国立演芸場主催公演））（以下「関連資料」という。）を、開示を希望する入札参加予定者にのみメールにて提供する。

関連資料の開示を希望する者は、別添3「関連資料の開示について」に記載の事項に則り、手続を行うこと。

10. 質問について

（1）期　限：令和8年1月16日（金）午後5時

（2）仕様に関する質問は、財務部契約課契約係にて文書（別記様式5）で受け付ける。

電子メール又はFAXにより提出すること。

電子メール keiyakuka-nt@ntj.jac.go.jp

FAX番号 050-3385-3233

なお、提出後5. の担当者に対して電話により到達確認を行うこと。

質問に対する回答は、振興会のホームページ上で公開するので各自確認すること。

11. 競争執行の日時及び場所

（1）日　時：令和8年2月18日（水）午前11時

（2）場　所：東京都千代田区隼町4番1号

独立行政法人日本芸術文化振興会 国立劇場本館3階 第5会議室

※遅刻の場合は、入札に参加できない。

12. 入札方法

（1）入札書は必ず封筒に入れ、その表面に入札件名と競争参加者の氏名（法人の場合は商号又は名称）を記し封印すること。

（2）入札価格は、内訳書（別記様式6）に示す項目ごとの1時間当たりの単価（以下「1時間当たりの単価」という。）（消費税及び地方消費税を含まない。以下「税抜き」という。）に契約期間中の予定数量を乗じた金額の総価とするので、入札書には、1時間当たりの単価（税抜き）に契約期間中の予定数量を乗じた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）の合計金額を記載すること。

なお、入札金額には、運営費、一般管理費等本件業務に必要な一切の諸費用を含むものとする。

（3）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相

当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 契約は単価で行う。なお、単価は、1時間当たりの単価（税抜き）及び15分当たりの単価（税抜き）を定めるものとし、15分当たりの単価は、1時間当たりの単価を4で除した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

13. 入札保証金及び契約保証金 免除

14. 入札の無効

- (1) 入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、本入札説明書及び独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札、その他独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第16条第1項各号に掲げる入札並びに郵便による入札、電子メールによる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (2) 上記4.(8)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約に反したこととなったときは、当該者の入札を無効とし、落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (3) 契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、競争執行の時において上記4.に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

15. 落札者の決定方法

- (1) 本件の役務を提供できると契約担当役が判断した入札者、かつ、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第6条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(2) 落札となるべき同評価値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

16. 低入札価格調査

(1) 落札者となるべき者の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回った場合、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないと認めると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。

(2) 調査を実施した場合は、履行可能性等を明らかにした資料等の提出について、速やかに対応すること。

(3) 調査中に履行不可能の申し出があった場合、取引停止措置（原則2ヶ月）が講じられることになるので、注意すること。なお、調査への非協力的な対応が確認された場合は、取引停止期間が延伸されることがあるので注意すること。

(4) 低入札価格調査を実施した場合

①低入札価格調査基準価格未満の入札を行った者は、振興会の調査の結果によっては、最も有利な申込みをした者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

②振興会は、調査の結果、最も有利な申込みをした者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、直ちに最も有利な申込みをした者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知する。

③次順位者を落札者と決定したときは、最も有利な申込みをした者に対しては落札者としない旨を、次順位者に対しては落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知する。

17. 競争入札の延期又は廃止

(1) 競争参加者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、直ちに公正入札調査委員会を開催し、入札を延期し、又はこれを廃止する。

(2) 談合情報があった場合、振興会は直ちに公正取引委員会へ通報するものとする。

(3) 本件に関し振興会が入札に参加しようとする者全員に事情聴取を行う場合は、協力すること。

18. 契約書作成の要否

別紙契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

19. 関連情報を入手するための照会窓口

上記5. に同じ。

20. その他

- (1) 落札者は、落札決定後速やかに入札金額に対応した内訳書（別記様式6）を提出すること。
- (2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札参加者は、別紙独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書及び別紙契約書（案）を熟読し、競争入札参加者注意書を遵守すること。
- (4) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに独立行政法人日本芸術文化振興会における契約に係る取引停止等の取扱基準（以下「取引停止基準」という。）に基づく取引停止を行うことがある。
- (5) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、取引停止基準に基づく取引停止を行うものとする。
- (6) 会社の登記上の所在地と、入札書及び委任状等に記す現行の所在地が異なる場合、登記上の所在地と現行の所在地が併記されている等、登記上の法人が入札書及び委任状等を提出する法人と同一であることを証明することができる書類の写しを併せて提出すること。
- (7) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (8) 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（独立行政法人日本芸術文化振興会HPトップページ>調達情報）を参照の上、その内容について同意了承すること。（参照：<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html>）
- (9) 本入札説明書の別記様式1-1～1-2、別記様式3～4、別記様式6、入札書及び委任状の押印は省略することができる。ただし、その場合、書類上の「本件責任者及び担当者」に氏名及び連絡先を記載すること。
- (10) その他、入札、契約に関する詳細は、「独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書」による。

総合評価基準

本資料は、独立行政法人日本芸術文化振興会が調達する「令和8年4月～令和9年3月公演における案内等業務の委託」に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

※小数点以下第3位を四捨五入

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2 技能等の評価方法

入札に係る技能等の評価は、別冊の仕様書、別紙の評価項目及び得点配分基準並びに加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技能等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技能等であっても、入札に係る技能等が独立行政法人日本芸術文化振興会としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超える評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技能等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技能等の要求要件（以下「技能的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技能等評価委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

3 得点配分

区分	価格点	技能点	合計
配点	99	159	258

4 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技能等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に2の技能等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技能等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値（以下「評価値」という。）をもって行い、評価値の最も高い者を落札者とする。
- ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した入札者であること。

- ② 入札に係る技能等が仕様書で規定する技能的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技能等を提案した入札者であること。
- (2) 評価値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

評価項目・得点配分基準・加点付与基準

* = 必須の項目（必須項目のうち 1 項目でも満たしていない項目がある場合は、失格となる）

● = 値格と同等に評価できる項目

評価項目	分類	評価基準及び評価方式	評価点数			
			配点	満点		
実施体制に係る要件	●	(1)統括責任者の実績・経験 ※別記様式2-1に基づき評価する	全ての人員が統括責任業務と同等の業務に5年以上従事した実績・経験がある。	加算点	18	23
			全ての人員が統括責任業務と同等の業務に4年以上従事した実績・経験がある。		14	
			全ての人員が統括責任業務と同等の業務に3年以上従事した実績・経験がある。		10	
			全ての人員が正社員かつ必要な資格を保有している。（*）	基礎点	5	
	●	(2)受付業務従事者の実績・経験 ※別記様式2-2に基づき評価する	5名以上が、受付業務と同等の業務に3年以上従事した実績・経験がある。	加算点	15	15
			5名以上が、受付業務と同等の業務に2年以上従事した実績・経験がある。		10	
			5名以上が、受付業務と同等の業務に1年以上従事した実績・経験がある。		5	
	●	(3)場内案内・ロビー業務従事者の実績・経験 ※別記様式2-2に基づき評価する	6名以上が、場内案内・ロビー業務と同等の業務に3年以上従事した実績・経験がある。	加算点	7	7
			6名以上が、場内案内・ロビー業務と同等の業務に2年以上従事した実績・経験がある。		5	
			6名以上が、場内案内・ロビー業務と同等の業務に1年以上従事した実績・経験がある。		3	
	●	(4)放送業務従事者の実績・経験 ※別記様式2-2に基づき評価する	全ての人員が、放送業務と同等の業務に3年以上従事した実績・経験がある。	加算点	15	15
			全ての人員が、放送業務と同等の業務に2年以上従事した実績・経験がある。		10	
			全ての人員が、放送業務と同等の業務に1年以上従事した実績・経験がある。		5	
	●	(5)英語以外の言語による接客体制 ※別記様式2-2に基づき評価する	(1)から(4)までの人員のうち10名以上が英語以外の言語(中国語、韓国語など)による対応が可能である。	加算点	12	13
			(1)から(4)までの人員のうち5~9名が英語以外の言語(中国語、韓国語など)による対応が可能である。		10	
			(1)から(4)までの人員のうち2~4名が英語以外の言語(中国語、韓国語など)による対応が可能である。		5	
			(1)から(4)までの人員のうち1名が英語以外の言語(中国語、韓国語など)による対応が可能である。		3	
			全ての人員が、外国人と意思疎通を図るに必要な英語の能力を有している。（*）	基礎点	1	

評価項目	分類	評価基準及び評価方式	評価点数	
			配点	満点
実施体制に係る要件	(6)国立劇場の事業の特性を踏まえたお客様対応※別記様式2-3に基づき評価する	国立劇場の事業の特性を踏まえたお客様対応の重要点が具体的かつ詳細に記述されている。	加算点 20 10	21
		国立劇場の事業の特性を踏まえたお客様対応の重要点が具体的に記述されている。		
		国立劇場の事業の特性を踏まえたお客様対応について記述されている。(*)	基礎点 1	
	(7)国立劇場の事業の特性を考慮した研修体制※別記様式2-4に基づき評価する	国立劇場の事業の特性を踏まえた研修や品質向上のための体制が具体的に記述されている。	加算点 10 5	13
		国立劇場の事業の特性を踏まえた研修の体制が具体的に記述されている。		
		仕様をふまえた研修の体制が記述されている。(*)	基礎点 3	
	(8)お客様からの苦情への対応と処理及び報告※別記様式2-5に基づき評価する	対処方法に加え、苦情発生を防止するために予め備えられた体制についても具体的かつ詳細に記述されている。	加算点 10 5	13
		対処方法が具体的かつ詳細に記述されている。		
		対処方法が記述されている。(*)	基礎点 3	
	(9)緊急時の連絡及び指揮命令体制※別記様式2-6の記述内容を評価する	緊急事態の内容に応じた体制に加え、予め備えられた体制及び即応性についても具体的に記述されている。	加算点 10 5	13
		緊急事態の内容に応じた体制が具体的に記述されている。		
		基本的な体制が記述されている。(*)	基礎点 3	
企業要件	(10)契約実績※別記様式2-7に基づき評価する	1ホールにおける席数が1,500席以上の劇場又は文化施設(※1)において5年以上の履行実績がある。	加算点 15 10 5	16
		1ホールにおける席数が1,500席以上の劇場又は文化施設(※1)において3年以上の履行実績がある。		
		1ホールにおける席数が750席以上の劇場又は文化施設(※1)において3年以上の履行実績がある。		
		平成23年4月1日以降に、1ホールにおける席数が750席以上の劇場又は文化施設(※1)での公演において、案内、受付、放送のすべての業務を、継続して12ヶ月以上の期間、履行した実績がある。(*)	基礎点 1	
	(11)法令遵守(コンプライアンス) (事故及び不誠実な行為)※別記様式2-8に基づき評価する	令和7年1月1日から申請書の提出期限の前日までに独立行政法人日本芸術文化振興会、文部科学省又は文部科学省関係機関(以下「文部科学省等」という。)において6ヶ月以上の取引停止又は指名停止の処分を受けている。	-20 -10 0	0
		令和7年1月1日から申請書の提出期限の前日までに文部科学省等において6ヶ月未満の取引停止又は指名停止の処分を受けている。		
		令和7年1月1日から申請書の提出期限の前日までに文部科学省等において取引停止又は指名停止の処分を受けていない。		

評価項目	分類	評価基準及び評価方式	評価点数	
			配点	満点
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 ● ※2	(12)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるばし認定企業・プラチナえるばし認定企業)等	プラチナえるばし (女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定)	10	
		えるばし 3段階目 (女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定)	8	
		えるばし 2段階目 (女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)	7	
		えるばし 1段階目 (女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)	4	
		行動計画策定 (常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ))	2	
	(13)次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)等	プラチナくるみん (次世代法第15条の2の規定に基づく認定)	10	
		くるみん④(令和7年4月1日以後の基準) (次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定)	8	
		くるみん③(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) (次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定)(ただし②及び①の認定を除く。)	7	
		トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準) (次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定)	7	10
		くるみん②(平成29年4月1日から令和4年3月31日までの基準) (次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定(ただし①の認定を除く。))	6	
		トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) (次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定)	5	
		くるみん①(平成29年3月31日までの基準) (次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定)	4	

評価項目	分類	評価基準及び評価方式	評価点数		
			配点	満点	
		行動計画策定(令和7年4月1日以後の基準) (常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ) (次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの)	2		
		(14)青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定	加算点 8		
合計			159		
			基礎点 17		
			加算点 142		

※1：文化施設とは、演芸場、音楽堂、公会堂、その他の主として舞台芸術の上演・演奏等のために用いられるホール施設をいう。

※2：ワーク・ライフ・バランスの推進に関する指標については、複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。また、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

提出書類について

記

1. 競争参加資格の確認のための書類

- ① 競争参加資格確認申請書（別記様式1－1）
- ② 一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し
- ③ 会社案内
- ④ 誓約書（別記様式1－2）

2. 総合評価のための書類

- ① 技術提案書
 - (1) 統括責任業務従事者の実績・経験（別記様式2－1）
 - (2) 受付業務従事者の実績・経験（別記様式2－2）
 - (3) 場内案内・ロビー業務従事者の実績・経験（別記様式2－2）
 - (4) 放送業務従事者の実績・経験（別記様式2－2）
 - (5) 英語以外の言語による接客体制（別記様式2－2）
 - (6) 国立劇場等の事業の特性を踏まえたお客様対応（別記様式2－3）
 - (7) 国立劇場等の事業の特性を考慮した研修体制（別記様式2－4）
 - (8) お客様からの苦情への対応と処理及び報告（別記様式2－5）
 - (9) 緊急時の連絡及び指揮命令体制（別記様式2－6）
 - (10) 契約実績（別記様式2－7）

※契約実績として記載した案件に係る契約書の写し、及び仕様書等、契約内容が確認できる資料（業務内容、履行期間及び履行場所の客席数が確認できる資料を含めること。）を添付すること。

- (11) 法令遵守（事故及び不誠実な行為の有無）（別記様式2－8）

② ワーク・ライフ・バランス等の資料

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定及びプラチナえるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書の写し（取得している場合のみ）
- (2) 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定、トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書の写し（取得している場合のみ）
- (3) 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書の写し（取得している場合のみ）
- (4) 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画策定届の写し（策定義務がない事業主で計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）
- (5) 上記（1）から（4）の認定の対象とならない外国法人については、内閣府男女共同参画局長が発する「ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書」の写し（取得している場合のみ）

【注意事項】

* 上記提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。

* 提出書類の取扱い等

(1) 提出部数について

- ・上記 1. ①～④及び 2. ②については 1 部、上記 2. ①については正本 1 部と副本 7 部を作成すること。

副本には、提出者を特定することができる内容の記述（具体的な企業名、社章等）を記載してはならない。

散逸等の防止のため、A4 判にまとめ、紙ファイル等を利用し 1 部ずつ綴じること。

(2) 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された書類については、競争参加資格の確認及び技術審査以外に無断で使用することはしない。

(4) 一旦受領した書類は返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

令和8年4月～令和9年3月公演における案内等業務の委託

関連資料の開示について

1. 開示対象

- ・ポスト想定数（国立劇場主催公演）
- ・ポスト想定数（国立演芸場主催公演）

2. 開示申請受付期間

令和7年12月18日（木）から令和8年1月23日（金）までの、土曜日、日曜日、祝日及び令和7年12月29日（月）から令和8年1月3日（土）を除く午前10時から午後5時まで。

3. 開示にあたっての注意

- (1) 開示を希望する場合は、「開示申請書」（別記様式3）及び「開示申請に係る機密保持誓約書」（別記様式4）を作成すること。提出は、持参又は下記4.に記載の電子メールにより受け付ける。電子メールによる提出の場合は、送信後、下記4.の担当者に対して電話により到達確認を行うこと。
- (2) 別記様式3及び別記様式4を受領後、別記様式4に記載のメールアドレスに対し、アドレス有効性確認のメールを送付するので必ず返信すること。返信がない場合は開示しない。
- (3) メールアドレスの有効性を確認後、情報を開示する。
- (4) 別記様式3に記載するメールアドレスは、法人等ドメインのアドレスであること。担当者固有のメールアドレスとし、共有メールアドレス及びメーリングリストは認めない。
- (5) 本関連資料について質問がある場合は、入札説明書10.に定める手続を取ること。

4. 連絡先

〒102-8656 東京都千代田区隼町4番1号
独立行政法人日本芸術文化振興会 財務部契約課 石村
電話番号 050-1754-5981（直通）
電子メール keiyakuka-nt@ntj.jac.go.jp

別記様式1－1

競争参加資格確認申請書

令和　年　月　日

独立行政法人日本芸術文化振興会

理事長　長谷川　眞理子　殿

住　　所

商号又は名称

代表者役職及び氏名

令和7年12月18日付で公告のありました「令和8年4月～令和9年3月公演における案内等業務の委託」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当する者でないこと、更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと、取引停止又は指名停止を受けていないこと、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| 1. 入札説明書別添2 | 記1. ②に定める一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し |
| 2. 入札説明書別添2 | 記1. ③に定める会社案内 |
| 3. 入札説明書別添2 | 記1. ④に定める誓約書（別記様式1－2） |
| 4. 入札説明書別添2 | 記2. ①に定める技術提案書（別記様式2－1～8） |
| 5. 入札説明書別添2 | 記2. ②に定める証明書類（取得又は策定している場合のみ） |

以上

（押印を省略するときは下記に記載すること）

本件責任者（氏　名）：

担当者（氏　名）：

責任者連絡先（電話番号）：

担当者連絡先（電話番号）：

別記様式1－2

誓 約 書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、以下の各号に掲げる反社会的勢力への対応に関する規程（独立行政法人日本芸術文化振興会規程第417号）第2条第1項のいずれかに該当する者（以下、反社会的勢力という。）であるとき。
- 1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。）
 - 2) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）
 - 3) 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下同じ。）
 - 4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。以下同じ。）
 - 5) 総会屋
 - 6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。以下同じ。）
 - 7) 特殊知能暴力集団（前六号に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
 - 8) その他前各号に準ずる者。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしたとき。
- (4) 役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (5) 役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会

理事長 長谷川 真理子 殿

[住所]

[商号又は名称]

[代表者役職及び氏名]

（押印を省略する場合は下記に記載すること）

本件責任者（氏名）

担当者（氏名）

責任者連絡先（電話番号）：

担当者連絡先（電話番号）：

※ 個人の場合は、氏名欄の下に生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は、役員の氏名及び生年月日を記載した資料を添付すること。

別記様式1－2

(別紙)

役員等名簿

商号又は名称

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	備考
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	

(注)法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

「令和8年4月～令和9年3月公演における案内等業務の委託」

技術提案書様式

独立行政法人日本芸術文化振興会

(別記様式 2－1)

受付番号

(1) 統括責任業務従事者の実績・経験

- ・仕様書11. 業務従事者の要件に掲げる内容を評価するため、予定する統括責任業務従事者の氏名と実績・経験年数を記述すること。なお、正社員であること及び保有資格を確認できる書類を提出すること。

(別記様式2-2)

受付番号

(別記様式 2 – 3)

受付番号

(6) 国立劇場の事業の特性を踏まえたお客様対応

- ・日本芸術文化振興会ホームページや公演予定表、各施設の座席表を参考として、国立劇場の事業の特性を踏まえたお客様対応を記述すること。

(別記様式 2－4)

受付番号

(7) 国立劇場の事業の特性を考慮した研修体制

- ・仕様書 10. 経費の負担、11. 業務従事者の要件及び 13. 研修に掲げる研修について評価するため、研修体制について具体的に記述すること。なお、記述にあたり、国立劇場の事業の特性に考慮した点を明記すること。

また、自社内で技術向上のための定期的な避難誘導や救急対応策等の研修体制があるか記述すること。

補足資料があれば添付すること。

(別記様式 2－5)

受付番号

(8) お客様からの苦情への対応と処理及び報告

- ・本業務内訳書において、受付業務、統括責任業務に掲げる、お客様等からの苦情への対応と処理及び報告について、どのように対処するのか具体的に記述すること。なお、記述にあたり、国立劇場の事業の特性に考慮した点を明記すること。
補足資料があれば添付すること。

(9) 緊急時の連絡及び指揮命令体制

- ・仕様書11. 業務従事者の要件(2)イに掲げる「不測の事態」に対してどのように備えるのか、社内の連絡及び指揮命令体制について記述すること。なお、記述にあたり、振興会との直接的な窓口となる者を明記すること。
また、「不測の事態」に対してどのように対処するのか具体的に記述すること。なお、記述にあたり、国立劇場の事業の特性に考慮した点を明記すること。
補足資料があれば添付すること。

(別記様式 2－7)

受付番号

(10) 契約実績	
「平成23年4月1日以降に、1ホールにおける席数が750席以上の劇場又は文化施設での公演において、案内、受付、放送のすべての業務を、継続して12ヶ月以上の期間、履行した実績」を記述すること。 ※文化施設とは、演芸場、音楽堂、公会堂、その他の主として舞台芸術の上演・演奏等のために用いられるホール施設をいう。	
1	施設名
	客席数
	履行期間
	業務概要
2	施設名
	客席数
	履行期間
	業務概要
3	施設名
	客席数
	履行期間
	業務概要
4	施設名
	客席数
	履行期間
	業務概要
5	施設名
	客席数
	履行期間
	業務概要
6	施設名
	客席数
	履行期間
	業務概要
7	施設名
	客席数
	履行期間
	業務概要

※契約書の写し及び仕様書等、契約内容が確認できる書類（業務内容、履行期間及び履行場所の客席数が確認できる資料を含めること。）を添付すること。

(別記様式 2 - 8)

受付番号

法令遵守
(事故及び不誠実な行為の有無)

件 名 令和8年4月～令和9年3月公演における案内等業務の委託

令和7年1月1日から本件の申請書の提出期限の前日までに受けた文部科学省又は文部科学省関係機関による取引停止又は指名停止措置についてすべて記載すること。

措置を行った機関	取引停止又は指名停止の期間
	令和 年 月 日から令和 年 月 日（ヶ月）

* 取引停止及び指名停止の通知の写しを添付すること。

上記の措置を受けていない場合は、その旨を下欄に記入すること。

令和 年 月 日

開示申請書

独立行政法人日本芸術文化振興会

契約担当役

理事長 長谷川 真理子 殿

住 所

商号又は名称

代表者役職及び氏名

「令和8年4月～令和9年3月公演における案内等業務の委託」の入札参加に当たり、関連資料の開示を申請します。

法人等名	
担当者名	
メールアドレス	
電話番号	

(押印を省略する場合は下記に記載すること)

本件責任者（氏名）：

担当者（氏名）：

責任者連絡先（電話番号）：

担当者連絡先（電話番号）：

令和 年 月 日

開示申請に係る機密保持誓約書

独立行政法人日本芸術文化振興会

契約担当役

理 事 長 長谷川 真理子 殿

住 所

商号又は名称

代表者役職名及び氏名

当社は、「令和8年4月～令和9年3月公演における案内等業務の委託」の入札（以下「本入札」という。）に関して、以下の各事項を遵守することを誓約します。

1. 本誓約における機密情報とは、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）が開示する全ての情報（資料、電子情報、電子メール・FAX、口頭による連絡・説明等形態を問わない。）とする。ただし、開示の時点で既に公知のもの及び振興会が公表することを承諾した情報については除く。
2. 当社は、振興会から開示された機密情報を本入札の目的にのみ使用するものとし、その他の目的には使用しないものとする。
3. 当社は、振興会から開示された機密情報を本入札のために知る必要のある自己の役員、従業員以外に開示、閲覧等させないものとする。
4. 当社は、振興会から開示された機密情報を第三者に開示又は漏えいしないものとする。
5. 当社は、本入札に当たって第三者に機密情報を開示、閲覧等させる必要がある場合には、振興会の事前承諾を得た上で、当該第三者に開示するものとする。
6. 当社は、前項により、機密情報を開示する第三者に対し、本誓約と同様の機密保持誓約をさせるものとする。
7. 当社は、本入札に当たって機密情報を知る必要のある自己の役員、従業員に、本誓約の内容を遵守させるものとする。
8. 当社又は5. で定める第三者が、本誓約のいずれかの事項に違反した場合、又は漏えい等の事故により 振興会 に損害を与えた場合には、当社は、振興会 が被った損害の賠償をするものとする。

（押印を省略する場合は下記に記載すること）

本件責任者（氏名）：

担当者（氏名）：

責任者連絡先（電話番号）：

担当者連絡先（電話番号）：

令和 年 月 日

質問書

独立行政法人日本芸術文化振興会
理 事 長 長谷川 真理子 殿

質問者

【 住 所 】

【 商 号 又 は 名 称 】

【代表者役職及び氏名】

【担当部署・担当者名】

【 担 当 者 連 絡 先 】 TEL :

Mail :

件 名 令和8年4月～令和9年3月公演における案内等業務の委託

以下の内容について御回答ください。

No.	該当箇所 資料名・頁・項目	質問事項

別記様式6

内訳書

件名：令和8年4月～令和9年3月公演における案内等業務の委託

〔住所〕

〔商号又は名称〕

〔代表者役職及び氏名〕

担当	業務種別	単価（税抜）	単位	予定数量 (稼働時間)	小計
統括責任者	歌舞伎等	円	1 ポスト ・ 1 時間	1, 537	円
	演芸	円		685	円
現場統括	歌舞伎等	円		679	円
受付	歌舞伎等	円		2, 273	円
	演芸	円		685	円
場内案内	歌舞伎等	円		2, 913	円
	演芸	円		1, 370	円
放送	歌舞伎等	円		955	円
ロビー	歌舞伎等	円		631	円
合計金額（税抜）					円

※合計金額は、入札書の金額と一致させること。

※業務種別の「歌舞伎等」とは、想定ポスト数（国立劇場主催公演）に示す公演にかかる業務をいう。

※業務種別の「演芸」とは、想定ポスト数（国立演芸場主催公演）に示す公演にかかる業務をいう。

(押印を省略する場合は下記に記載すること)

本件責任者（氏名）担当者（氏名）責任者連絡先（電話番号）：担当者連絡先（電話番号）：